

平成 29 年 6 月 20 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2013～2016

課題番号：25380115

研究課題名（和文）大陸法に根ざした循環型動産・債権担保法制の構築 - ABL法整備に向けたモデル提示

研究課題名（英文）Legal model for asset based lending (ABL) within the civil law framework

研究代表者

白石 大 (Shiraishi, Dai)

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・准教授

研究者番号：90453985

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：フランスでは、大陸法概念を用いつつ、アメリカのUCC第9編によるのとほぼ同様の在庫・売掛債権担保を実現しうる法制度が整っている。ただし、フランス法の伝統である特定性の原則はなお健在であり、包括的な担保権への歯止めがみられるが、これは債務者や他の債権者の利益に対する配慮の結果と考えられる。また、フランスの倒産法制は担保権に対して厳しい態度を取るかのようにみえるが、実際には清算型では優先的な権利行使が相当程度認められており、平時において認められた担保権を一定の限度で尊重する姿勢が窺われる。

研究成果の概要（英文）：After the recent revisions, French civil code now has the provisions which would realize the security rights on movables and claims, comparable to those under UCC article 9, while utilizing the civil law concepts. On the other hand, France remains faithful to the traditional "principle of specification", thereby avoiding the risk of excessive collaterals. Finally, though French bankruptcy regulation appears to take harsh stance against secured creditors, they are actually granted the preferential treatment in the liquidation procedure, which to some extent shows French law's respect for the security rights.

研究分野：民法、債権法、金融担保法、倒産実体法

キーワード：ABL 在庫担保 売掛債権担保 フランス法 ケベック法

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国では近年、不動産担保に過度に依存した従来の融資慣行を見直すべく、在庫や売掛債権の価値に着目した新たな融資手法 (Asset Based Lending, ABL) の導入・普及が推進されてきた。しかし、この新たなスキームは動産・債権譲渡担保という法形式をとるのが通常であるが、わが国にはこれらを規律する明文の法規定が存在せず、また、商取引の中で新陳代謝を繰り返す在庫・売掛債権を担保に取る (= 循環型担保) という特殊性もあいまって、その法的取扱いにはなお不明な点が多く残されていた。特に、設定者が倒産手続に入った場合にこれらの担保権がどのように処遇されるかは債権者にとって大きな関心事であるが、この点が現在の法制度上必ずしも明らかではなく、これが ABL の普及の妨げになっているともいわれていた。

(2) 従来、この分野に関する比較法研究の関心は、アメリカ統一商事法典 (UCC) 第 9 編に集中してきた。しかし、アメリカ法のみを参照することには次のような限界があることも十分に意識する必要があると思われた。

アメリカの制度は英米法特有の法概念によって基礎づけられているものであり、大陸法系に属するわが国の法制度との比較・接合が容易でないことは否めない。

UCC 第 9 編は最初に債務者と担保取引をした者に包括的かつ強力な優先権を与えるように制度設計されているが (初期融資者の優越)、わが国の法伝統 (特定された担保目的物上に優先的価値支配を限定し、包括担保を可及的に回避しようとする「刻む担保」の思想) に照らしてみると、そもそも UCC 第 9 編のような制度設計を採用することを是とするかという点自体にも疑義がありうる。

アメリカでは連邦倒産法の規定によって、UCC 第 9 編に基づく包括的な担保権が倒産局面では大きく切り崩されることが予定されており、これによって他の債権者の利益との調和が図られているということもできるが、アメリカにおけるこのような規律は、平時に設定された担保権が倒産局面でも概ね尊重されるわが国の規律とは、その思想・基本設計において大きく異なっている。

これら ~ の限界を踏まえると、あるべき立法への示唆を得るためには、わが国の母法である大陸法系の動産・債権担保制度もあわせて参照する必要があるように思われた。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、比較法の成果に基づき、ABL という新たな金融手法を支えうる実効的な動産・債権担保制度を構築するためのモデルを提示することを目的とする者であった。その際、「1. 研究開始当初の背景」で指摘したアメリカ法研究の限界に留意し、以下の 3 つのポイントを比較法研究の視角として設定した。

視角 : 大陸法系の法概念・法制度によりつつ、循環する在庫・売掛債権に対する担保権の構築をいかにして実現するか (大陸法概念による制度構築)。

視角 : (アメリカ型の「初期融資者の優越」モデルとは異なる)「刻む担保」モデルを前提としつつ、いかにして実効的な動産・債権担保制度を構築するか (「刻む担保」モデルの維持)。

視角 : 倒産法制の基本設計との調和を意識しつつ、在庫・売掛債権に対する担保権の倒産手続における維持ないし変容をいかに規律するか (倒産法制の基本設計との調和)。

(2) 上記のような本研究の目的・視角からすれば、本研究の対象はおのずと大陸法系の諸外国の動産・債権担保制度に求めるべきことになる。本研究では、そのうち、フランス法およびカナダ法 (ケベック法) の分析・検討を行うこととした。

まず、フランスでは、2006 年に担保法の大きな改正が行われるなど、最近になって動産・債権担保に関する法制度の整備が活発に進められた。この改正法は、UCC 第 9 編も参照し、債権者にとって利用しやすい動産・債権担保制度を創設することを志向しつつも、その道具立てとしては大陸法に伝統的な法概念を用いており (視角)、基本的な理念においても日本と同様「刻む担保」の思想を維持していることが窺われる (視角)。また、倒産手続における担保権の処遇に関しても、倒産法の度重なる改正を通じてあるべき均衡点を探る試行錯誤が続けられている (視角)。これらの点からすれば、フランス法が本研究における比較法の素材として好適であることは明らかであると思われた。

次に、フランス法の影響を伝統的に色濃く受けてきたカナダのケベック州においても、フランスに先立つ 1994 年に新たな動産・債権抵当制度が導入されているが、こちらは UCC 第 9 編 (あるいは英国の floating charge) に範をとったと思われ、英米法的色彩の濃いものとなっている。それは、大陸法系の法概念を利用しつつも (視角)、「刻む担保」の発想から包括担保の許容へと一歩踏み出した印象を与えるものであり (視角)、大陸法圏における英米法系の担保制度の受容例として、フランス法とは異なる意味で比較法の格好の素材を提供するものと思われた。

そこで、英米法との距離感を異にするこれら 2 か国の大陸法制度を参照することを通じ、アメリカ法 (UCC 第 9 編) の単なる模倣にとどまらない、大陸法の伝統に根ざした新たな循環型動産・債権担保制度のモデルを提示することを本研究の到達目標として措定した。

3. 研究の方法

(1) まず、視角 (大陸法概念による制度構築) に基づき、比較対象であるフランス法およびケベック法が、平時実体法においてどの

ような法概念を用いて循環型の動産・債権担保制度を構築しているかを分析・検討することとした。その際、アメリカのUCC第9編において英米法系の法概念が果たしている機能・役割を、フランスおよびケベックではどのような法概念が担っているのかに着目し、英米法に比肩しうる実効的な動産・債権担保制度を大陸法概念によっていかに実現しうるかを探ろうと試みた。他方で、このような機能・役割を担わされた大陸法概念がそのことによって変質を被っていないか、また被っているとすればその変質は当該概念についての伝統的な理解の枠内におさまるものか、という点にも関心を払うこととした。

(2) 次に、視角（「刻む担保」モデルの維持）に基づき、フランス法およびケベック法が「刻む担保」モデルをいかにして維持しているのか、あるいは維持していないのであれば、「刻む担保」モデルの放棄をいかに正当化したのかを考察することとした。これは、フランス担保法において「担保目的物および被担保債権は極力特定されていなければならない」という原則が伝統的に根強く、フランス法に淵源を有するケベック法においてもそれは同様であったという前提に基づくものであった。

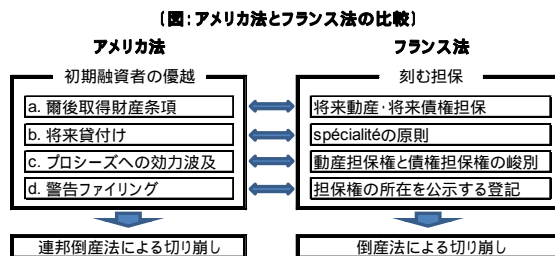
(3) 最後に、視角（倒産法制の基本設計との調和）に基づき、フランスおよびケベックにおける動産・債権担保制度の倒産局面での処遇を分析・検討することとした。アメリカ連邦倒産法は、UCC第9編に基づいて設定された包括的な担保権を倒産局面で大きく縮減するという規律を採用している。これに対してフランスでも、数次の立法・改正による試行錯誤を経た末、再建型倒産手続においては担保権の優先弁済的効力が大きく制限されることとなった。アメリカ・フランスの規律はいずれも、担保権を概ね尊重するわが国の倒産法制の基本設計とは異なるものであるが、このような倒産局面での切り崩しが循環型の動産・債権担保制度に対する処遇として必然のものであるのかについて、詳細な分析・考察を行うこととした。

4. 研究成果

(1) 以下、(2)～(6)では、視角（大陸法概念による制度構築）に基づき、フランス法について行った研究の成果を示す。

UCC第9編は、債権者が security interest という単一かつ包括的な担保権の設定を受けることによって、動産（在庫）・債権（売掛債権）の両者を担保として捕捉することができるとしており、これは、a. 爾後取得財産条項、b. 将来貸付け、c. 価値代替物（プロセス）への効力波及、d. 公示としての警告ファイリング、という4つの法制度によって支えられているものである。これら a.～d. はいずれも英米法特有の制度であるが、

フランス法においてこれに対応する法制度としては、a. 将来動産・将来債権担保、b. spécialité（特定性）の原則、c. 動産担保権と債権担保権の峻別、d. 担保権の所在を公示する登記がそれぞれ考えられた（下記図参照）。



(2) まず、アメリカ法における爾後取得財産条項の制度（当初の担保契約が、担保権設定契約後に債務者が取得した財産に対してもその担保権が及ぶと定めている場合、この条項の効力が承認される）と同様の効果をもたらしうるフランス法の制度として、将来動産・将来債権担保の法認が挙げられる。すなわち、フランスでは2006年の担保法改正により、目的物の占有移転はもはや質権の成立要件とはされなくなるとともに、従来は不可能であった将来動産への質権設定が明文で認められることになった（民法典2333条1項）。また、将来債権の譲渡・担保設定については、1981年に制定された特別法（通称ダイイ法、通貨金融法典L.313-23条以下）ですでに認められていたが、2006年の改正で債権質権にもこの規律が拡大され（民法典2355条1項）、さらに2016年の債務法改正では債権譲渡についても同様とされた（民法典1321条2項）。

(3) 次に、アメリカ法では将来貸付けの制度（担保契約が将来の貸付けも被担保債権とすると定めている場合には、担保設定契約時にはなされていない貸付けについてもこの条項の効力が承認される）が採用されているが、フランス法では伝統的に特定性の原則がとられており、将来債権を被担保債権とするには理論的障害があった。しかし、これも2006年の担保法改正により、将来債権を被担保債権とする動産質権・債権質権の設定が認められるに至っている（動産質権につき民法典2333条2項、債権質権につき民法典2356条2項）。ただし、将来債権を被担保債権とする場合にはこれが特定可能でなければならないとされている。そして、どの程度の特定が必要かに関しては、ある時点においてどれが質権で担保される債権なのかを容易に判断することができる程度に特定されてさえいけば、完全に抽象的な記載も認められるとの見解が示されている一方で、設定者や他の債権者の利益との妥協点を探る必要があるとの慎重な見解もみられる。

(4) アメリカ法にはプロシーズへの効力波及の制度（債務者が担保物を処分した場合には、債務者がこの処分によって得るもの（プロシーズ）にも、それが特定可能である限り担保権が存続する）が存在するが、これに対してフランスでは、担保目的物の価値を代替する債権への担保権の波及を広く担保権一般について許容する法規定は存在しない。そして、わが国の物上代位にほぼ相当する物的代位（subrogation réelle）の法理に関しては、これを法的擬制にすぎないとして、「明文なければ代位なし」と厳格に解するのが伝統的な見解である。したがって、現行のフランスにおける実務では、売掛債権を担保として捕捉するためには在庫に対する動産質権の設定のみでは足りず、債権への担保設定が別途必要とされる。

(5) アメリカでは、警告ファイリングの制度（当事者は担保権設定前であっても与信公示書をファイルでき、先にファイルしておいた者が担保権者間では常に優先順位を得る）が初期融資者の優越を支えている。これに対してフランスでは、将来動産への質権設定について対抗要件を具備するには、登記制度を利用することになる。この登記は、アメリカのような警告ファイリングとは異なり、担保権が実際に誰に帰属しているかを公示する建前となっており、物の総体を担保目的物とする場合にはその性質・品質・数量の記載によって特定することとされている。他方、債権質権や債権譲渡担保に関しては、2006年および2016年の改正により、通知・承諾などの行為をせずとも当然に対抗可能となるとされた。これは、1981年制定の特別法（ダイイ法）がすでに採用していた規律を一般法のルールへと拡大したものであるが、アメリカ法の警告ファイリングの発想とも異なり、公示をまったく要求しない点できわめて注目される。

(6) ここまで(2)～(5)で述べてきたことをまとめると、2006年と2016年の民法改正を経て、フランス法は、循環する在庫・売掛債権に対する担保権設定を可能とする法制度をすでに整えていると評価することができるように思われる。また、その道具立ても、おおむね大陸法の伝統に根ざした法概念を用いているように見受けられる。もっとも、それゆえに、アメリカ法のようなプロシーズ概念は採用されておらず、動産・債権をシームレスに担保徴求しうる制度は実現されていない。また、債権に対する担保権設定にまったく公示を要求しないのは、アメリカ法の発想とも、またわが国の発想とも異なっており、フランス法はこの点で特異性を示している。

(7) 次に、視角（「刻む担保」モデルの維持）に基づいて行ったフランス法研究の成果

を示す。上記(3)では、被担保債権について特定性の原則が維持されているかをみたが、ここでは担保の客体についての特定性を現在のフランス法がどの程度要求しているかをみる。

まず、動産質権については、担保目的物の数量とその数量または性質を書面に記載することが要求される（民法典2336条）。ここで問題となるのは、どの程度の特定が必要かということである。たとえば、数量を割合で示した場合（「現在または将来所有する在庫の45%」など）に特定として十分か疑問が呈されているほか、「現在または将来所有するすべての動産」という記載が認められるかについても議論がある。有力な論者は、これが認められると特定性の原則が完全に回避されてしまい、債務者の利益が保護されないとして、否定的な評価を与えている。また、別の有力な論者は、改正法の思想からすればこのような特定も認められるはずであるとしつつも、設定者や他の債権者の利益を保護するため、極度額の設定などを義務づけるべきであったと批判している。このように、総じてフランスの学説は、改正法のもとでも包括担保を認めることに消極的であるように窺われる。

他方、債権質権に関しては、担保の客体となるのが将来債権である場合には、その特定を可能ならしめる諸要素を契約に記載しなければならないとされている（民法典2356条3項）。これもダイイ法の規律に倣って、この「諸要素」の例示として債務者名・支払場所・債権額・弁済期などが挙げられているが、このうちのいずれも必須の要素ではないと解されている。ただし、下級審裁判例には、担保対象債権を包括的に記載した質権設定を無効としたものがあり、ここからもフランス法の伝統である特定性の原則が根強いことがみてとれる。

(8) 最後に、視角（倒産法制の基本設計との調和）に基づくフランス法の分析を示す。

フランスにおける倒産手続は、債権者による個別的な権利行使を封じ、債権者を強制的に集団的な処遇に服せしめることを本質とする。それゆえ、各倒産手続に共通して、手続開始後は倒産債権への弁済が原則として禁止され、これに反する弁済は無効とされ、さらには債権者の側からの個別権利行使も禁止される。この規律は、担保の有無に関わりなく適用されており、フランスでは担保権者も倒産手続に拘束される（わが国における別除権のような考え方は今日のフランス法では採用されていない）。したがって、倒産手続において担保権者は基本的には無担保債権者と同列に扱われ、倒産手続固有の優先性秩序のもとに服することになる。ただし、清算型倒産手続においては、「擬制留置権」という概念に基づき、担保権者が満足を受けられる場合がかなり広く認められている。

(9) 以上のようなフランス法研究の成果をまとめる。フランスでは、大陸法概念を用いつつ、アメリカのUCC第9編によるのと同様の在庫・売掛債権担保を実現する法制度が整っている(視角)。ただし、フランス法の伝統である特定性の原則はなお健在であり、包括的な担保権への歯止めがみられるが、これは債務者や他の債権者の利益に対する配慮の結果と考えられる(視角)。また、フランスの倒産法制は担保権に対して厳しい態度を取るかのように見えるが、実際には清算型では優先的な権利行使が相当程度認められており、平時において認められた担保権を一定の限度で尊重する姿勢が窺われる(視角)。

(10) なお、ケベック法に関しては、現地調査を実施した結果、本研究の計画段階で着目していた制度(「開かれた抵当権」)が実際にはほとんど利用されておらず、理論的な検討もあまり進んでいないことが明らかになった。むしろケベックの実務においては、在庫担保を実現するためにはほぼもっぱら「集合体に対する抵当権」(ケベック民法典2665条1項)が用いられているとのことである。これに伴い、現地渡航前の調査・研究を軌道修正する必要が生じたため、現地で収集した文献・資料をもとに「集合体に対する抵当権」の分析を目下進めている。この成果は、研究期間終了後とはなるものの、平成29年度中には公表する予定にしている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

白石大, 将来債権譲渡の法的構造の解明に向けて(下), 法律時報, 査読無, 89巻4号, 2017年, 110-115頁

白石大, 将来債権譲渡の法的構造の解明に向けて(上), 法律時報, 査読無, 89巻3号, 2017年, 104-109頁

白石大, 将来債権譲渡の法的構造 フランス法から示唆を得て, 私法, 査読有, 78号, 2016年, 118-125頁

白石大, 担保目的の債権譲渡(日仏民法セミナー), 法律時報, 査読無, 88巻7号, 2016年, 51-53頁

白石大, 将来債権譲渡の対抗要件の構造に関する試論, 早稲田法学, 査読無, 89巻3号, 2014年, 135-176頁

[学会発表](計2件)

白石大, 将来債権譲渡の法的構造 フラ

ンス法から示唆を得て, 日本私法学会, 2015年10月10日, 立命館大学(京都府京都市)

Dai Shiraishi, Cession de creance a titre de garantie, Le droit des suretes, regards croises (Rencontres franco-japonaises, organisees par Association Henri Capitant, ARIDA et IRDA), 2015年9月7日, パリ(フランス)

[図書](計1件)

池田真朗ほか編, 商事法務, 動産債権担保比較法のマトリクス, 2015年, 580頁(白石大, 155-192頁)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

白石大 (SHIRAISHI, Dai)

早稲田大学・法学学術院(法務研究科・法務教育研究センター)・准教授

研究者番号: 90453985